

離乳前子猫の飼養及び譲渡事業委託 仕様書

1. 目的

岡山市内で、動物の愛護及び管理に関する法律又は岡山市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、岡山市が収容し、又は引き取った猫(以下「収容猫」という。)の内、親猫等からの哺育を受けなければ生活を維持することができない離乳前子猫を譲渡可能な日齢になるまで飼養し、適切な譲渡を希望者に対して行う。

2. 飼養頭数

一回に受け渡す猫の頭数は8匹以内とし、年間30匹以内とする。

3. 飼養期間

1匹の飼養期間は60日とする。但し、この期間に譲渡可能な日齢に達して譲渡した場合、または健康状態や疾病に罹患した場合等で譲渡に適さない場合はこの期間を超えて飼養することができる。なお、飼養期間を超過した場合の費用は受託者が負担するものとする。

4. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 猫の授受

- (1) 受託者は猫の受け取り時に岡山市から猫の健康状態等の必要な情報の伝達を受けること。
- (2) 受託者は猫を譲受する際に、猫の譲受確認書(様式1)を岡山市に提出すること。
- (3) 受託者は原則として岡山市保健所で猫の受け取りをすること。ただし、引き渡しに際し必要な指示がある場合は岡山市の指示に従うこと。

6. 飼養業務

- (1) 受託者は、岡山市と協議、調整の上、実施計画を作成すること。
- (2) 受託者は業務責任者を定め、業務従事者を指揮監督するものとし、下記のア～ウの項を遵守し業務にあたること。
 - ア 猫の発育状況に応じて適正に飼料及び水の給与を行うようにすること。
 - イ 猫の発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

- ウ 外部寄生虫の防除、疾病の予防、適切な清掃・消毒など施設衛生面の維持に努めること。
- (3) 搬入した猫が病気、負傷した場合は速やかに獣医師に診察させること。
 - (4) 猫の搬入は受託者に連絡した後、随時受け渡しを行うこととする。
 - (5) 猫の搬入を受ける際は立ち会い、当該猫についての報告を受けること。
 - (6) 猫を搬出した後は、飼養施設の清掃、消毒を実施すること。
 - (7) 猫が飼養期間中に疾病、不慮の事故等で死亡した場合は、速やかに岡山市に報告すること。

7. 譲渡業務

- (1) 譲渡する猫は出生後 56 日を経過していること(獣医師による推定も可能とする)。
- (2) 譲渡を希望する者の募集及び譲渡までの事務は受託者が行うものとする。
- (3) 譲渡を希望する者に対して、岡山市が定める譲渡選定基準(別紙)への適否及び収容猫を適切に飼養することができるかを確認し、適合する者に無償譲渡を行うこととし、譲渡決定後は譲受者に対して個体の健康状態等に関する情報、飼養方法を詳細に伝達すること。また、譲受者には猫の譲渡誓約書(様式1)に署名させ、その写しとともに譲渡報告書(様式2)を岡山市に提出すること。
- (4) 岡山市が定める譲渡条件以外の条件を付す場合は岡山市に事前に確認し了承を得ること。
- (5) 譲渡後は必要に応じて、譲受者に飼養状況を確認すること。なお、飼養方法の問題が発覚した場合は、岡山市にその旨を報告すること。

8. 施設、器具機材等

- (1) 収容するケージを設置し、常に給水できる機材を設置すること。
- (2) ケージは毎日清掃し、清潔を保つこと。
- (3) 施設の清掃状況の確認や施設に修補点が無いか点検を適時行うこと。

9. 傷病の発生

- (1) 飼養中に感染症が発生した場合は、必要に応じてり患した猫の隔離及び施設の消毒を行うこと。
- (2) 感染症にり患した猫以外で同施設内に保管されていた猫については、必要に応じて経過観察及び検査を実施すること。
- (3) 感染症にり患した猫については、完治の確認をもって譲渡に用いること。ただし、譲渡を希望する者が感染症の罹患を知ったうえで、譲渡を希望する場合はこの限りでない。

- (4) 感染症に罹患した恐れのある猫について、経過観察や検査を以って患の無いことを確認するまでは譲渡に用いてはならない。
- (5) 飼養・保管中の受託者の過失によって生じた傷病は判明後、速やかに岡山市に報告するとともに適切な治療を受けさせること。

10. 記録の保管

- (1) 猫の個体ごとの搬出入の日を記録すること。
- (2) 猫の個体ごとに現病歴、既往歴、予防歴(ワクチン、外部寄生虫予防)を記録すること。
- (3) 8の施設、ケージの清掃状況や施設に修補点が無いかの点検状況を記録するための台帳を備えること。
- (4) 感染症の発生時における猫の隔離、施設の消毒、罹患した猫以外の同施設内に保管されていた猫の経過観察及び検査の実施状況を記録するための台帳を備えること。

11. 受託者の条件

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第1種動物取扱業のうち譲受飼養業の登録を有していること。
- (2) 猫の飼養を行う者は適切な研修を受け、授乳期子猫の飼養及び譲渡経験が1年以上ある者であること。受託者は実施した研修記録を保存するものとする。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律、化製場等に関する法律の規定により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 離乳前子猫30頭が飼養できる施設及び人員を有すること。

12. 必要物品等

飼養に用いる猫用ミルク、授乳器具(哺乳瓶、シリンジ)、ペット用ヒーターは岡山市が負担することとする。また、健康管理のための内外寄生虫に対する駆虫薬、混合ワクチン(猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症等)は岡山市が負担することとする。

13. 本業務の基本的事項

- (1) 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、動物の愛護及び管理に関する法律及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令を遵守しなければならない。

(2)経費の負担

12に定める物品及び岡山市があらかじめ定めた場合を除き、業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は全て受託者の負担とする。

(3)秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(4)協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 岡山市において必要と認めるときは、業務の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。

(5)作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め業務を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(6)損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

(7)その他

ア 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し、確認を行うことができることとする。

イ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。

ウ 受託者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市と協議し、その指示に従うこと。

- エ 岡山市が企画するイベントに参加するとともに積極的に広報を行うこと。
- オ 岡山市と関係のある動物愛護団体と連携をとるよう努めること。
- カ 岡山市が開催する動物愛護事業に積極的に参加すること。